

7-1 PSE 認証マークとは？

PSE とは「Product Safety Electrical Appliance and Materials」の略で、電気用品安全法という法律です。(安全性を確保するため経済産業省が定めた法律)

その安全法の基準に適合した電気用品だけに貼り付けられる表示が PSE 認証です (PSE マーク)。原則 PSE マークは、政府や特定の検査機関から取得し、許可を得るものではなく、事業者が電気用品安全法で定められた義務を果たしていることを自ら証明します。電気用品による火事や感電、怪我など事故を防ぐことが目的で、海外の電気用品でも日本に輸入し使用・販売するなら PSE 認証の表示は必要です。

7-2 PSE の対象となる電気製品

約 460 品目の電化製品を PSE 認証が必要な電化用品に電気用品安全法では指定しています。

「特定電気用品」と「特定電気用品以外の電気用品」の 2 種類に分けられ、「特定電気用品」は構造や使用の方法・状況から危険・傷害の発生する恐れが多い電気製品を言います。

「特定電気用品」と「特定電気用品以外の電気用品」の 2 種類は表示されるマークが異なります。

「特定電気用品」は PSE の文字が「ひし形」に囲まれたマーク



上記にあるように高い危険性が予測される電気用品であるため、厳しい審査*が必要になります。身近にある電気用品としてあげられるのは、大型の自動販売機・電気サウナ・差し込みプラグ・コンセント・ACアダプタ・電源タップ・電源ケーブルなどです。マークの記載が難しい電気用品の場合は「< PS > E」の文字のみ表示されることもあります。

※政府が認定した一般財団法人 (JET) などの登録検査機関による適合性検査をクリア